

令和3年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	307件	372件	371件	1,050件
保険医等	439人	521人	586人	1,546人

(2) 新規個別指導

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	1,524件	1,084件	1,845件	4,453件
保険医等	1,807人	1,303人	3,030人	6,140人

(3) 集団的個別指導

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	6,579件	5,235件	4,476件	16,290件

2. 適時調査の実施状況

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	18件	1件	14件	33件

3. 監査の実施状況

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	20件	24件	7件	51件
保険医等	51人	36人	17人	104人

4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区分	医科	歯科	薬局	合計	
保険医療機関等	指定取消	2件	6件	1件	9件
	指定取消相当	6件	8件	3件	17件
	計	8件	14件	4件	26件
保険医等	登録取消	3人	10人	0人	13人
	登録取消相当	0人	3人	0人	3人
	計	3人	13人	0人	16人

5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 19件 ※保険者、医療機関従事者、医療費通知に基づく被保険者等
 (2) その他 7件 ※警察の摘発、個別指導、県立入検査

6. 返還金額の状況

返還金額は、48億4051万円であった。

- ・ 指導による返還分 14億7010万円
- ・ 適時調査による返還分 20億7423万円
- ・ 監査による返還分 12億9617万円

7. 指導・監査等の実施状況等の年度推移

区分	保険医療機関等 (単位:件)					保険医等 (単位:人)						
	年度	29	30	1	2	3	年度	29	30	1	2	3
個別指導	医科	1,628	1,653	1,639	530	307	医師	6,611	9,210	9,601	688	439
	歯科	1,314	1,332	1,348	525	372	歯科医師	1,803	2,993	2,480	621	521
	薬局	1,675	1,739	1,728	742	371	薬剤師	2,440	2,657	2,794	1,101	586
	計	4,617	4,724	4,715	1,797	1,050	計	10,854	14,860	14,875	2,410	1,546
新規個別指導	医科	2,231	2,355	2,199	982	1,524	医師	3,042	3,640	2,476	1,120	1,807
	歯科	1,558	1,533	1,500	781	1,084	歯科医師	1,975	1,853	1,900	918	1,303
	薬局	2,356	2,074	2,012	1,152	1,845	薬剤師	3,323	3,138	3,111	1,720	3,030
	計	6,145	5,962	5,711	2,915	4,453	計	8,340	8,631	7,487	3,758	6,140
集個別指導	医科	4,426	4,505	4,443	0	6,579						
	歯科	4,971	4,705	4,707	0	5,235						
	薬局	3,827	4,056	4,008	0	4,476						
	計	13,224	13,266	13,158	0	16,290						
適時調査	医科	3,632	3,623	3,519	3	18						
	歯科	10	11	10	0	1						
	薬局	1	2	15	2	14						
	計	3,643	3,636	3,544	5	33						
監査	医科	25	16	18	16	20	医師	68	36	63	25	51
	歯科	33	28	28	23	24	歯科医師	59	48	45	36	36
	薬局	8	8	9	7	7	薬剤師	40	18	21	21	17
	計	66	52	55	46	51	計	167	102	129	82	104
取消 (取消相当含む)	医科	8	9	7	4	8	医師	5	5	6	4	3
	歯科	19	12	11	15	14	歯科医師	13	12	9	14	13
	薬局	1	3	3	0	4	薬剤師	0	3	0	0	0
	計	28	24	21	19	26	計	18	20	15	18	16

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		29	30	1	2	3
保険者等からの情報提供		21	17	12	12	19
その他		7	7	9	7	7
合計		28	24	21	19	26

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	合計	
29	312,641	367,539	39,709	719,888	▲169,647
30	327,869	493,272	52,699	873,840	153,952
1	342,498	504,652	240,205	1,087,355	213,515
2	286,594	260,872	48,459	595,925	▲491,430
3	147,010	207,423	129,617	484,051	▲111,874

8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

（単位：件）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集団的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	18	16	11	45	50	36	21	107	243	222	171	636	0	0	0	0	0	2	0	2
02 青森	1	5	5	11	7	5	14	26	45	45	50	140	0	0	0	0	0	0	0	0
03 岩手	0	0	4	4	10	4	23	37	58	46	47	151	0	0	0	0	0	0	0	0
04 宮城	4	14	9	27	40	22	48	110	113	86	90	289	1	0	0	1	0	1	0	1
05 秋田	0	4	8	12	9	6	16	31	46	36	40	122	0	0	0	0	0	0	0	0
06 山形	3	2	4	9	17	9	28	54	55	41	46	142	0	0	0	0	0	0	0	0
07 福島	2	3	3	8	19	22	29	70	66	70	67	203	1	0	0	1	0	1	1	2
08 茨城	7	10	12	29	41	22	42	105	94	111	96	301	0	0	0	0	1	0	1	2
09 栃木	6	4	1	11	17	11	38	66	87	75	68	230	0	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬	6	11	8	25	26	17	44	87	90	74	67	231	0	0	1	1	0	0	0	0
11 埼玉	24	52	31	107	121	65	120	306	301	276	211	788	5	0	8	13	0	1	0	1
12 千葉	14	12	3	29	66	80	30	176	229	251	188	668	1	0	0	1	3	2	0	5
13 東京	30	32	20	82	119	45	159	323	807	798	500	2,105	2	0	0	2	7	3	2	12
14 神奈川	27	27	47	101	113	144	157	414	445	381	294	1,120	0	0	1	1	3	2	0	5
15 新潟	2	8	11	21	20	17	41	78	86	92	86	264	0	0	1	1	0	2	2	4
16 山梨	1	4	17	22	16	8	17	41	41	34	35	110	0	1	0	1	0	0	0	0
17 長野	4	7	8	19	26	5	24	55	97	80	73	250	2	0	0	2	0	0	0	0
18 富山	6	10	4	20	12	7	27	46	34	34	36	104	0	0	0	0	0	0	0	0
19 石川	1	1	6	8	12	8	31	51	45	39	38	122	0	0	0	0	1	0	0	1
20 岐阜	19	5	16	40	27	19	43	89	92	56	73	221	0	0	1	1	0	1	0	1
21 静岡	17	6	13	36	53	40	66	159	164	135	138	437	0	0	0	0	0	0	0	0
22 愛知	25	25	26	76	136	85	169	390	340	296	242	878	0	0	0	0	0	1	0	1
23 三重	2	4	7	13	27	16	34	77	91	65	60	216	0	0	1	1	1	1	1	3
24 福井	0	1	0	1	7	11	16	34	27	24	23	74	0	0	0	0	0	0	0	0
25 滋賀	4	3	4	11	21	17	20	58	66	45	48	159	0	0	0	0	0	1	0	1
26 京都	1	3	1	5	34	19	40	93	176	104	82	362	0	0	0	0	0	1	0	1
27 大阪	17	20	8	45	100	70	101	271	640	432	324	1,396	0	0	0	0	2	1	0	3
28 兵庫	5	14	4	23	59	49	48	156	352	236	206	794	0	0	0	0	0	0	0	0
29 奈良	1	1	0	2	13	15	14	42	83	36	42	161	0	0	0	0	0	0	0	0
30 和歌山	1	1	0	2	17	8	16	41	71	37	35	143	0	0	0	0	0	0	0	0
31 鳥取	4	1	2	7	7	2	10	19	28	20	21	69	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根	0	4	2	6	9	2	13	24	34	18	23	75	0	0	1	1	0	0	0	0
33 岡山	5	0	0	5	11	17	22	50	104	0	58	162	1	0	0	1	1	0	0	1
34 広島	12	13	24	49	38	23	37	98	175	121	112	408	0	0	0	0	0	1	0	1
35 山口	4	2	5	11	19	20	28	67	70	50	59	179	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島	3	1	1	5	6	6	8	20	51	36	30	117	0	0	0	0	0	0	0	0
37 香川	3	2	5	10	10	10	10	30	59	39	41	139	1	0	0	1	0	0	0	0
38 愛媛	2	4	0	6	14	12	21	47	81	56	46	183	0	0	0	0	0	0	0	0
39 高知	7	2	2	11	5	1	13	19	35	29	29	93	4	0	0	4	0	0	0	0
40 福岡	10	17	9	36	50	27	77	154	338	245	220	803	0	0	0	0	0	0	0	0
41 佐賀	0	0	0	0	6	11	11	28	45	33	39	117	0	0	0	0	0	0	0	0
42 長崎	1	4	2	7	20	14	29	63	92	60	57	209	0	0	0	0	1	0	0	1
43 熊本	0	4	13	17	21	20	23	64	100	69	65	234	0	0	0	0	0	1	0	1
44 大分	1	2	5	8	26	14	15	55	65	42	44	151	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎	0	3	3	6	15	5	21	41	65	41	45	151	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島	1	5	7	13	20	9	23	52	92	68	68	228	0	0	0	0	0	0	0	0
47 沖縄	6	3	0	9	12	9	8	29	61	51	43	155	0	0	0	0	0	2	0	2
合計	307	372	371	1,050	1,524	1,084	1,845	4,453	6,579	5,235	4,476	16,290	18	1	14	33	20	24	7	51

9. 保険医療機関等取消等状況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等																															
	名 称	区分	指定取消年月日 () は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 () は取消相当																														
1 北海道	医療法人社団慈翔会ソア-歯科	歯	(R3. 9. 2)	—	監査拒否	武川 真文	(R3. 9. 2)																														
2 北海道	医療法人社団東彩会元町駅前歯科	歯	(R4. 3. 18)	—	監査拒否	今村 琢也	(R4. 3. 18)																														
3 宮城	おばた皮膚科クリニック	医	(R3. 7. 15)	精査中	架空請求、付増請求 振替請求、その他の請求	—	—																														
4 福島	石井じゅんデンタルクリニック	歯	R3. 12. 23	1,334千円	付増請求、振替請求 二重請求	石井 淳	R3. 12. 23																														
5 福島	共創未来松川薬局	薬	(R3. 12. 23)	精査中	その他の請求	—	—																														
6 埼玉	ユリ・デンタルクリニック	歯	(R3. 5. 20)	精査中	その他の請求	—	—																														
7 千葉	ひばり歯科医院	歯	R3. 11. 19	2,282千円	付増請求	加藤 哲夫	R3. 11. 19																														
8 東京	医療法人社団 友翔会 矢野クリニック	医	(R3. 4. 23)	5,651千円	付増請求、振替請求 その他の請求	—	—																														
9 東京	恵比寿ブエナビスタクリニック	医	R3. 5. 21	5,032千円	その他の請求	—	—																														
10 東京	山本皮フ科・形成外科	医	R3. 9. 17	4,620千円	付増請求、振替請求 その他の請求	山本 宏三	R3. 9. 17																														
11 東京	かさまつ歯科	歯	R3. 6. 25	3,132千円	架空請求、付増請求 振替請求、二重請求 その他の請求	笠松 健	R3. 6. 25																														
12 東京	平和島デンタルクリニック	歯	(R3. 10. 22)	—	監査拒否	武笠 広伸	R3. 10. 22																														
13 東京	小林歯科医院	歯	(R4. 2. 18)	—	監査拒否	小林 弘幸	(R4. 2. 18)																														
14 東京	判治歯科	歯	(R3. 11. 19)	—	監査拒否	判治 泰光	R3. 11. 19																														
15 神奈川	生麦歯科医院	歯	R4. 2. 18	953千円	架空請求 二重請求	笠間 徹	R4. 2. 18																														
16 新潟	共創未来 黒崎山田薬局	薬	(R4. 3. 18)	1,808千円	振替請求、その他の請求	—	—																														
17 新潟	共創未来 下門前薬局	薬	(R4. 3. 18)	888千円	振替請求、その他の請求	—	—																														
18 新潟	抹茶歯科	歯	(R3. 9. 22)	—	監査拒否	松田 孝志	R3. 9. 22																														
19 富山	共創未来 うおづすみれ薬局	薬	R3. 8. 19	2,689千円	その他の請求	—	—																														
20 石川	医療法人社団 博洋会 藤井病院	医	(R3. 8. 6)	1,017,576千円	虚偽の届出	—	—																														
21 大阪	大正ファミリークリニック	医	(R3. 7. 26)	—	振替請求 監査拒否	瓦林 佳子	R3. 7. 26																														
22 大阪	かつらぎ歯科	歯	R3. 4. 1 【執行停止中】	精査中	架空請求 監査拒否	葛城 秀彦	R3. 4. 1																														
23 大阪	やまざき歯科医院	歯	(R4. 2. 4)	精査中	架空請求、付増請求 二重請求	山崎 幸次	R4. 2. 4																														
24 福岡	いのうえクリニック	医	(R3. 12. 27)	精査中	架空請求、付増請求 振替請求、その他の請求	井上 勉	R3. 12. 27																														
25 福岡	増田歯科医院	歯	R3. 10. 25 【執行停止中】	精査中	付増請求、二重請求 その他の請求	増田 光雄	R3. 10. 25																														
26 鹿児島	りんどう心のクリニック	医	(R4. 1. 5)	精査中	架空請求	—	—																														
<table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; vertical-align: top;">○保険医療機関等</td> <td style="width:15%; vertical-align: top;">指定取消</td> <td style="width:15%; vertical-align: top;">指定取消相当</td> <td style="width:25%; vertical-align: top;">○保険医等</td> <td style="width:15%; vertical-align: top;">登録取消</td> <td style="width:15%; vertical-align: top;">登録取消相当</td> </tr> <tr> <td>医科</td> <td>2件</td> <td>6件</td> <td>医 師</td> <td>3人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>6件</td> <td>8件</td> <td>歯 科 医 師</td> <td>10人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>薬局</td> <td>1件</td> <td>3件</td> <td>薬 剤 師</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9件</td> <td>17件</td> <td>計</td> <td>13人</td> <td>3人</td> </tr> </table>								○保険医療機関等	指定取消	指定取消相当	○保険医等	登録取消	登録取消相当	医科	2件	6件	医 師	3人	0人	歯科	6件	8件	歯 科 医 師	10人	3人	薬局	1件	3件	薬 剤 師	0人	0人	計	9件	17件	計	13人	3人
○保険医療機関等	指定取消	指定取消相当	○保険医等	登録取消	登録取消相当																																
医科	2件	6件	医 師	3人	0人																																
歯科	6件	8件	歯 科 医 師	10人	3人																																
薬局	1件	3件	薬 剤 師	0人	0人																																
計	9件	17件	計	13人	3人																																
※ 返還額は、令和4年10月末現在のものである。																																					

10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

【医科】

保険医療機関等名	(石川県) 医療法人社団 博洋会 藤井病院	【令和3年7月31日廃止】
不正の区分	虚偽の届出	(返還金額 1,017,576千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯</p> <p>東海北陸厚生局石川事務所に対し、適時調査を受けた藤井病院について、病棟の看護師が不足しており、勤務表、タイムカード、病棟管理日誌等を作り替えていた旨の情報提供があった。</p> <p>後日、適時調査を実施したところ、適時調査の事前提出資料として提出された勤務表等と看護記録等を突合したところ、複数の看護要員の氏名が相違していることや検査部等に所属している職員が、勤務表等において病棟勤務として記載されていることが判明したため、当時の事務長に確認したところ、勤務表等の改ざんを認め、改ざん前の勤務表の提出があり、虚偽の届出の疑いが生じたことから適時調査を中断した。</p> <p>後日、個別指導の実施及び適時調査の再開を行い、先に提出された資料の確認をしたところ、多数の計算誤りがあったことから、再提出を指示し、個別指導及び適時調査を中断した。</p> <p>さらに、適時調査の中断後に提出された資料等を確認したところ、過日に実施した適時調査について、病棟に勤務していない職員を病棟に勤務している看護要員として書類を作成し、適時調査を受けていたこと、過年度の定例報告や施設基準の届出について、事実と異なる内容で報告されていることや改ざんした勤務表等を作成して届け出ていることが確認されたことから、施設基準の虚偽の届出による不正請求の疑義が濃厚となったため、個別指導及び適時調査を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜勤の看護要員の配置が施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、実際の勤務実態とは異なる勤務時間等を記載した届出を行い、診療報酬を不正に請求していた。 ・不正請求分に係る一部負担金を受領していた。 ・月平均1日看護職員配置数、月平均1日看護補助者配置数及び1日平均入院患者数について事実と異なる報告を行っていた。 <p>3. 処分等</p> <p>令和3年8月6日 元保険医療機関の指定取消相当</p> <p>※ 当該保険医療機関は、令和3年7月31日付で廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとしている。</p>	

【歯科】

保険医療機関等名	(東京都) かさまつ歯科	【令和3年6月25日指定取消】
不正の区分	架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	(返還金額 3,132千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯</p> <p>患者の家族からの情報提供により個別指導を実施したところ、歯科技工指示書及び歯科技工納品書の確認ができないもの、診療録と歯科技工指示書及び歯科技工納品書の有床義歯に係る記載内容に相違があるものがあり、当該歯科医師に説明を求めたところ、行っていない歯冠修復及び欠損補綴の診療報酬を請求した旨の回答があったため個別指導を中断し、患者調査を実施した。</p> <p>その後、個別指導を再開し、患者調査結果に係る診療録及び関係書類等の精査結果について当該歯科医師に確認したところ、不正請求及び診療録の不実記載について認めたことから指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。 ・自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していた。 ・保険診療と認められないものを、保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った診療とは異なる部位に保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。 <p>3. 処分等</p> <p>令和3年6月25日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>	

【薬局】

保険医療 機関等名	(富山県) 共創未来うおづすみれ薬局	【令和3年8月19日指定取消】
不正の区分	その他の請求	(返還金額 2,689 千円)
不正の 内容等	<p>1. 監査に至った経緯</p> <p>東海北陸厚生局富山事務所に、共創未来うおづすみれ薬局を開設する株式会社ファーマみらいの職員が来所し、共創未来うおづすみれ薬局において処方箋の不正操作が行われていた旨の報告があり、個別指導を実施したところ、不適切な処方箋の取扱い及び調剤報酬の不正請求の事実が一部確認できたことから、内容を精査する必要が生じたため個別指導を中断した。</p> <p>後日、個別指導を再開し、実際には他の保険薬局で施設入所者の処方箋に係る調剤を行い、薬剤を交付していたにもかかわらず、共創未来うおづすみれ薬局で調剤したものと調剤録を作成し、調剤報酬を請求していたことを確認できたため、不適切に操作した処方箋に基づき調剤報酬を請求していたことが強く疑われたため、個別指導を中止し監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際には、同一開設者の他の保険薬局で行った調剤を当該保険薬局で調剤を行ったものとして、調剤報酬を不正に請求していた。 ・施設基準について虚偽の届出を行い、調剤報酬を不正に請求していた。 ・不正請求分に係る一部負担金を受領していた。 <p>3. 処分等</p> <p>令和3年8月19日 保険薬局の指定取消</p>	

(用語解説)

I 全般的事項

1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関又は薬局からの申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。医療機関又は薬局は、保険医療機関等として指定を受けることにより、いわゆる保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を提供できることとなる。

2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師又は薬剤師からの申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。医師、歯科医師又は薬剤師は、保険医等として登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

3 不正請求

診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

① 架空請求

実際に診療(調剤を含む。以下同じ。)を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

⑤ その他の請求

a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合

b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合

c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合

d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査又は監査の結果、不正又は不当な請求が確認された場合に、同様の請求の有無について保険医療機関等において全患者等を自主点検のうえ、返還金関係書類として地方厚生(支)局に提出した金額。

本資料における返還金額は、指導に関するものであれば、令和3年度及び令和2年度以前に個別指導又は新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、令和3年度中に地方厚生(支)局において返還金関係書類を保険者に通知したもの。

II 指導関係

1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集団的個別指導、個別指導に分類される。

2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(概ね妥当・経過観察・再指導・要監査)が採られる。

3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

4 集団的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

III 適時調査関係

1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約500種類の施設基準がある。

2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

IV 監査関係

1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。本資料における監査件数(人数)は、令和3年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。

(参考) 厚生労働省ホームページ：保険診療における指導・監査

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shidou_kansa.html